令和5年(行ウ)第299号、令和5年(ワ)第17364号 若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原 告 能條桃子 ほか5名

被 告 国

準 備 書 面(3)

令和6年11月21日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

東京法務局 訟務部

(目次)

第 1	-	本件各確認の訴えはいずれも不適法であること
1		はじめに
2	?	本件地位確認の訴えが不適法であること5
3	}	本件違法確認の訴えが不適法であること
第2	:	被選挙権の憲法上の位置づけに係る原告らの主張の誤り14
1		はじめに 14
2	,	選挙権の資格年齢と被選挙権の資格年齢が一致することは、憲法上の要請で
	V.	はないこと15
第3	}	本件各規定は、憲法14条1項及び44条ただし書に違反するものではない
	Č.	i
1		本件各規定が憲法14条1項及び44条ただし書に違反するものではないこ
	٤	☆は、本件各規定が憲法15条等に違反しない旨のこれまでの被告の主張を踏
	Ħ	ミえれば明らかであること17
2) t	町村総会の有無に基づく区別は、原告らの権利利益に何ら関係するものでは
	13	ないから、本件において問題となることはないこと
第4	Ļ	最高裁平成17年判決が用いた判断枠組み(違憲審査基準)が本件にも適用さ
	*	1るとする原告らの主張に理由がないこと20
. 1		原告らは被告の主張を正解していないこと20
2	3	最高裁平成17年判決や最高裁令和4年判決の事案は、いずれも本件と事案
Þ	を	と異にするものであること21
第5	,	諸外国の状況に関する原告らの主張に理由がないこと24
1		原告らの主張24
2	,	被告の反論25
第6	i	被選挙権の年齢要件において社会経験から出てくる思慮と分別に着目したこ
	٤	:は、「思い込みと偏見に依拠したもの」ではないこと25

1		原告らの主張	*********	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		*************	25
2	•	被告の反論・			*****************		26
第7	ı	町村総会の構成	員となる資	格があると	されることは、	市町村議会	の議員とな
	Ž	る資格があること	を裏付ける	ものではな	いこと	nakununnakelddöld novuunnahlelddölddorunnahleld	27
1		原告らの主張	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		27
2)	被告の反論・	*********	**********			27
第8	;	結語 ———			······································		29

被告は、本準備書面において、本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴え(以下、これらを併せて「本件各確認の訴え」という。)に係る本案前の主張を補充する(後記第1)とともに、原告らの2024年(令和6年)5月31日付け第3準備書面、同年8月29日付け第4準備書面、同日付け第5準備書面、同日付け第6準備書面、同日付け第7準備書面、同年9月9日付け同日付け第8準備書面及び同年9月25日付け第9準備書面(以下、各表題に沿って「原告第3準備書面」などという。)における各主張に対し、必要と認める範囲で反論する(後記第2以下)。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件各確認の訴えはいずれも不適法であること

1 はじめに

原告ら2名は、「本訴は、被告である国が、公職選挙法を改廃しないこと (中略)の是正を求めるもの」であるとし(訴状・5ページ)、本件地位確認の訴えにおいて、「本件規定(引用者注:公職選挙法10条1項3号ないし5号をいう。以下同じ。)は違憲無効であるから、原告らは次回の統一地方選挙においてそれぞれ被選挙権を行使することのできる地位にある」と主張し(訴状・42ページ)、本件違法確認の訴えにおいて、「被告が、次回、すなわち口頭弁論終結後最初の統一地方選挙までに、本件規定を改廃しないことにより、原告能係らに、当該統一地方選挙における地方議会議員選挙及び都道府県知事選挙における被選挙権を行使させないことは、憲法に違反する」と主張することから(訴状・44ページ)、本件各確認の訴えは、いずれも、立法府がある法律についての立法義務を負うにもかかわらず、その法律に必要な規定が設けられていないことを理由に提起された公法上の法律関係に関する確認の訴え(行政事件訴訟法4条後段)であると整理される。

しかしながら、本件各確認の訴えは、いずれも、原告ら2名の具体的な権利 義務ないし法律関係の存否に関わるものとはいえないから、法律上の争訟性を 欠くし、また、原告ら2名の権利ないし法律上の地位に現実的な危険や不安が 存在するともいえないから、確認の利益も欠き、不適法である。

以下、詳述する。

- 2 本件地位確認の訴えが不適法であること
 - (1) 本件地位確認の訴えは、法律上の争訟性を欠き、不適法であること 以下のとおり、本件地位確認の訴えは、原告ら2名の具体的な権利義務な いし法律関係の存否に関わるものとはいえず、法律上の争訟性を欠く。
 - ア 本件地位確認の訴えは、公選法10条1項4号、5号を合憲的に解釈したり、上記各号が憲法の規定に違反して無効とされたりしたとしても導くことのできない地位の確認を求めるものであり、法律上の争訟性を欠くこと
 - (7) 本件地位確認の訴えは、原告ら2名において、被選挙権を有する者の年齢を定めた公選法10条1項4号、5号の各規定が、憲法14条1項、15条1項、同条3項、22条1項、44条ただし書、92条及び93条などに違反すると主張し、原告ら2名が、次回「統一地方選挙」における神奈川県知事ないし都留市議会議員の各選挙において、被選挙権を行使することができる地位にあることの確認を求めるものである(訴状・5及び6ページ、原告第9準備書面)。
 - (イ) 被選挙権者の有する立候補の自由は、憲法上保障されている権利ではあるが、憲法上、被選挙権については、憲法44条が、国会議員に関して、「両議院の議員(中略)の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。」と規定するのみであって、原告ら2名が問題視する年齢要件については何らの定めもない(選挙権について「成年者による普通選挙を保障する。」(憲法15条3項)とされているのとは異なる。)。

そして、公選法10条1項柱書きは、被選挙権を有する者の年齢につ

いて、「日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。」と規定し、「都道府県知事については年齢満30年以上の者」(同項4号)、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者」(同項5号)と規定する。

以上のような憲法及び公選法の規定を踏まえれば、仮に、原告ら2名の主張のとおり、公選法10条1項4号、5号が憲法の諸規定に違反し、違憲無効であったとしても、被選挙権を有する者の資格のうち、年齢に関する規定が不存在となるだけであり、既存の憲法及び公選法を踏まえても、原告ら2名の都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の被選挙権という法的地位を導き出せるものではない。結局のところ、原告ら2名に都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の被選挙権が認められるためには、原告ら2名の年齢に達した者がかかる被選挙権を有する旨の法改正が必要なのである。

この点については、原告ら2名も、「原告らが究極的に求めているのは被選挙権年齢の引き下げであり、その抜本的な解決のためには立法の改正がもっとも直裁(ママ)である」(原告第4準備書面・3ページ)と主張するところである。

- (ウ) したがって、本件地位確認の訴えは、憲法及び公選法の解釈を踏まえてもおよそ導き出すことのできない(国会の立法行為がない限り導くことができない)法的地位の確認を求めるものであり、原告ら2名の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関わるものとはいえないから、本件地位確認の訴えは法律上の争訟性を欠く。
- イ 本件地位確認の訴えは、公選法等の定めを踏まえれば、仮に原告ら2名の主張が認められたとしても、都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出をした者と国との間に立候補の届出の受理に関する権利 義務ないし法律関係が発生する余地はないという意味でも、法律上の争訟

性を欠くこと

- (7) 本件地位確認の訴えは、前記1のとおり、立法不作為の違法を理由と する公法上の法律関係に関する確認の訴えであると整理されるが、次回 の都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙において、各選挙の選挙 長が原告ら2名の立候補届を受理しないという事態になることを防止す るために、上記各選挙において原告ら2名が被選挙権を行使することが できる地位にあることの確認をあらかじめ求める趣旨で訴えを提起した ものでもあると解される。
- (イ) この点、答弁書第2(3ないし6ページ)で述べたとおり、都道府県知 事選挙及び市町村議会議員選挙に関する公選法等の仕組みを踏まえれば、 立候補の届出の受理に関する法律関係は、専ら立候補の届出をした者と 当該選挙の選挙長との間におけるものであって、立候補の届出をした者 と国との間で、立候補の届出の受理に関する法律関係が生じる余地はな 1110

すなわち、都道府県知事の選挙については都道府県の選挙管理委員会 が、市町村議会議員の選挙については市町村の選挙管理委員会が、それ ぞれ管理するものであるところ(公選法5条)、公職の候補者(衆議院議 員又は参議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下同じ。) となろう とする者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会によって 選任される選挙長(同法75条3項)に対して立候補の届出をしなければ ならず(同法86条の4第1項)、当該立候補の届出の審査権限は当該選 挙長にある(同条9項参照)。そして、選挙長は、公職の候補者となろう とする者からの立候補の届出の受理に際し、当該選挙において届出の あった者が同法86条の8第1項等の規定により当該選挙において公職 の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であること を知ったときは、その届出を却下しなければならないとされ(同法86

条の4第9項)、また、当該候補者が選挙当日被選挙権を有する者でないことを客観的に明白な事実として知り得た場合においては、当該届出の受理を拒否することができると解されている(黒瀬敏文ほか編著・逐条解説公職選挙法改訂版(中)772及び773ページ)。

(ウ) 以上の公選法の定め等から明らかであるとおり、都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出の受理に関する法律関係は、専ら立候補の届出をした者と当該選挙の選挙長との間におけるものであって、立候補の届出をした者と国との間に立候補の届出の受理に関する権利義務ないし法律関係が発生する余地はない。

そうすると、仮に、公選法10条1項4号、5号の憲法適合性に係る原告ら2名の主張が認められたとしても、都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出をした者と国との間に立候補の届出の受理に関する権利義務ないし法律関係が発生する余地はない。

したがって、かかる観点からも、本件地位確認請求に係る訴えは、当 事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に当たら ず、法律上の争訟性を欠く。

ウー小括

以上によれば、本件地位確認の訴えは、原告ら2名の主張を踏まえても、 原告ら2名の具体的な権利義務ないし法律関係の存否と関わるものとはい えず、法律上の争訟性を欠き、不適法である。

- (2) 本件地位確認の訴えは、確認の利益を欠き、不適法であること
 - ア 答弁書第2の2(3ないし5ページ)及び被告準備書面(2)第1(2及び3ページ)で述べたとおり、前記(1)イ(4)で述べた公選法等の仕組みを踏まえれば、都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出をした者と国との間に立候補の届出の受理に関する権利義務ないし法律関係が発生する余地はなく、仮に公選法10条1項4号、5号の憲法適合性に係

る原告ら2名の主張が認められたとしても、原告ら2名と国との間に都道 府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出の受理に関する権 利義務ないし法律関係が発生することはない。

したがって、公選法10条1項4号、5号の各規定が存在することによって、原告ら2名の権利又は法律上の地位に現実的な危険や不安が存在するとはいえないから、本件地位確認の訴えは、原告ら2名の権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠き、不適法である。

イ この点、原告ら2名は、「被告は、本訴で違憲判断がされれば地方公共 団体 (神奈川県ないし都留市) は当該判決内容に従うのであるから、国では なく両選挙管理委員会を被告とすれば紛争解決の実効性は満たされると主 張する」が、「そもそも被告の主張は、地方公共団体も被告適格があることを述べるにすぎず、国に被告適格がないことを主張するものではない」、また、「被告は、地方公共団体を訴えることができる以上、国に対する訴えは確認の利益がなくなるかのように主張するが、原告らが究極的に求めているのは被選挙権年齢の引き下げであり、その抜本的な解決のためには 立法の改正がもっとも直裁 (ママ) であるから、立法機関である被告国を訴えることが最も有効かつ適切である」などと主張する (原告第4準備書面・2及び3ページ)。

しかしながら、本件地位確認の訴えに確認の利益が認められないことは 前記アのとおりであって、原告ら2名の上記主張に理由がないことは明ら かである。

3 本件違法確認の訴えが不適法であること

(1) 本件違法確認の訴えの理解について

ア 原告ら2名は、本件違法確認の訴えとして、①被告が、公選法10条1 項4号、5号の各規定を改廃しないことにより、原告ら2名について、次 回「統一地方選挙」における神奈川県知事ないし都留市議会議員の各選挙において、年齢が満30歳又は満25歳に満たないことを理由として、被選挙権の行使をさせないことが違法であることの確認(以下「本件違法確認の訴え①」という。)、及び②被告が、原告ら2名に対し、年齢が満30歳又は満25歳に満たないことを理由として、上記各選挙において被選挙権の行使をさせないことが違法であることの確認(以下「本件違法確認の訴え②」という。)を求めている(訴状・5及び6ページ)。

イ 本件違法確認の訴え①と同②の差異について、原告ら2名は、本件違法 確認の訴え①は、「被告が本件規定を改廃しないという立法不作為により、原告能條らに次回統一地方選挙で被選挙権を行使させないことが違法であることの確認を求め」るものであり、本件違法確認の訴え②は、「被告が原告能條らについて、それぞれ25歳又は30歳に満たないことを理由に 被選挙権の行使をさせないという状態を作出することが違法であることの 確認を求め」るものであるとする(訴状・44及び45ページ)。

このような原告ら2名の主張を踏まえると、本件違法確認の訴え①は、 公選法の規定を改廃することなく、公選法の規定を違憲無効としたり合憲 的に解釈したりするだけでは、原告ら2名の被選挙権を行使し得る地位を 導くことができないという理解を前提とするものであると解される。これ に対して、本件違法確認の訴え②は、公選法の規定を改廃することなく、 公選法の規定を違憲無効としたり合憲的に解釈したりすることによって、 原告ら2名の被選挙権を行使し得る地位を導くことができるという理解を 前提とするものであると解される(被告のかかる理解に誤りがあれば、こ の点に係る原告ら2名の主張を明らかにされたい。)。

- ウ 以下、前記イの理解を前提に、本件違法確認の訴え①及び同②がいずれ も不適法であることについて述べる。
- (2) 本件違法確認の訴え①が不適法であること

- ア 原告が、ある法律の規定を違憲無効としたり合憲的に解釈したりすることによっても、当該法律に必要な規定が存在する場合と同様の結論を導き出すことはできないことを前提に立法不作為の違法確認の訴えを提起している場合、当該違法確認の訴えが適法であるというためには、少なくとも問題となる権利の基本的な内容等が憲法上一義的に定められていることが必要であること
 - (ア) 前記(I)イのとおり、本件達法確認の訴え①は、公選法の規定を違憲 無効としたり合憲的に解釈したりするだけでは、原告ら2名の被選挙権 を行使し得る地位を導くことができないことを前提とするものである。

かかる違法確認の訴えは、憲法上の権利行使に必要な法律の規定が欠缺しており、その結果、憲法上の権利に対応する国の立法義務違反(立法不作為の違法、違憲)を問題とするものと解される。そのため、ここでいう「違法」とは、国(国会)の立法義務違反という意味での違法であり、これを言い換えれば、国会の立法裁量の消極的濫用による「違法」ということになる。したがって、本件違法確認の訴え①で確認が求められているのは、原告ら2名の憲法上の権利とそれに対応する国(国会)の立法義務という「公法上の法律関係」ということになる。

(イ) この点、例えば、実質的当事者訴訟としての立法不作為の違法確認訴訟を適法とした最高裁令和4年判決は、国が在外国民に対して次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが憲法の諸規定に違反して違法であることの確認を求める訴えについて、「憲法79条4項は、国民審査に関する事項は法律でこれを定める旨規定するところ、同条は、2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、また、3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定しており、国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定

められていることが明らかである。そのため、国民審査法が在外国民に 審査権の行使を全く認めていないことによって、在外国民につき、具体 的な国民審査の機会に審査権を行使することができないという事態が生 ずる場合には、そのことをもって、個々の在外国民が有する憲法上の権 利に係る法的地位に現実の危険が生じているということができる。」と した上で、「当該確認判決を求める訴えは、(中略)争いを解決するため に有効適切な手段であると認められ」、「このように解しても、上記の とおり、国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定 められていることが明らかであること等に照らすと、国会の立法におけ る裁量権等に不当に影響を及ぼすことになるとは考え難いところであ る」として、当該訴えが適法である旨判示している。当該判示について 「審査権が、同じく能動的権利である選挙権と同様、国民が投票権 を行使するという基本的な内容を憲法が一義的に定めていながら、国会 による立法措置がされなければ当該権利を行使することができないとい う点において、他の基本的人権と異なる面があることを踏まえた上で、 そのような特質があることから、本件においては個々の在外国民の権利 が具体的に制限されている場面であることを明らかにし、本件違法確認 の訴えが一般的・抽象的な立法行為の違憲確認を求めるものでなく、こ の点において事件・争訟性の要件に欠けるものではないこと、また、確 認の利益を基礎付けるものであることを述べたものである。」と解説さ れでおり(大竹敬人「最高裁判所判例解説」法曹時報76巻1号360 及び361ページ)、最高裁令和4年判決の事案において、立法不作為 の違法確認の訴えの法律上の争訟性及び確認の利益がいずれも肯定され たのは、上記のとおり、国民審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に 定められていたためであると解される。

(ウ) このように、最高裁令和4年判決を例にとれば、国(国会)の立法義務

は、 「国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定め られていること」によるものであり、そのような基本的な内容の一義性 のゆえに、国 (国会) の立法義務 (及び義務違反) を確認したとしても、

「国会の立法における裁量権等に不当に影響を及ぼすことになるとは考 え難い」ということになると解される。

そうだとすれば、原告が、ある法律の規定を違憲無効としたり合憲的 に解釈したりすることによっても、当該法律に必要な規定が存在する場 合と同様の結論を導き出すことはできないことを前提に立法不作為の違 法確認の訴えを提起している場合、少なくとも、問題となる権利の基本 的な内容等が憲法上一義的に定められていない限り、当該遠法確認の訴 えは法律上の争訟性及び確認の利益を欠くことになると解される。

本件違法確認の訴え①で問題となる都道府県知事及び市町村議会議員の 被選挙権の資格のうち、年齢について、憲法上一嚢的に定められていると はいえず、法律上の争訟性及び確認の利益を欠くこと

本件で問題となる被選挙権について、その内容等が憲法上一義的に定め られているといえるかについて検討すると、憲法44条は、国会議員の被 選挙権について、「両議院の議員(中略)の資格は、法律でこれを定める。 但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によっ て差別してはならない。」と規定するのみであって、憲法15条3項が選 **挙権について「成年者による普通選挙を保障する。」と規定するのとは異** なり、被選挙権を有する者の年齢を含む資格については、憲法上何ら定め られていない。また、後記第2の2のとおり、被選挙権の年齢と選挙権の 年齢を一致すべきとする憲法上の要請があるともいえない。

このように、被選挙権を有する者の年齢については、その内容等が憲法 上一義的に定められているとはいえないのであるから、本件違法確認の訴 え①は、法律上の争訟性及び確認の利益を欠き、不適法である。

(3) 本件違法確認の訴え②が不適法であること

前記2(1)アで述べたのと同様に、公選法10条1項4号、5号が憲法の 諸規定に違反し、違憲無効であったとしても、被選挙権を有する者の資格の うち、年齢に関する規定が不存在となるだけであり、原告ら2名に都道府県 知事選挙ないし市町村議会議員選挙の被選挙権という法的地位が導かれるも のではない。そうすると、本件違法確認の訴え②は、憲法及び公選法の解釈 を踏まえてもおよそ導き出すことのできない法的地位を前提として原告ら2 名に被選挙権を行使させないことが違法であることの確認を求めるもので あって、原告ら2名の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関わるもの とはいえないから、法律上の争訟性を欠く。

また、上記のとおり、仮に公選法10条1項4号、5号の憲法適合性に係る原告ら2名の主張が認められたとしても、原告ら2名と国との間に都道府県知事選挙ないし市町村議会議員選挙の立候補の届出の受理に関する権利関係ないし法律関係が発生することはないことからすれば、公選法10条1項4号、5号の各規定が存在することによって、原告ら2名の権利又は法律上の地位に現実的な危険や不安が存在するとはいえないから、本件違法確認の訴え②は、確認の利益も否定される。

したがって、本件違法確認の訴え②は、法律上の争訟性及び確認の利益を 欠き、不適法である。

第2 被選挙権の憲法上の位置づけに係る原告らの主張の誤り

1 はじめに

本件各規定の憲法適合性(違憲審査基準)に係る原告らの主張は、①被選挙権は国民主権原理に基づき憲法によって保障された権利であるところ、同じ国民主権原理に基づく選挙権と表裏の関係にあること、治者と被治者の自同性及び普通選挙の理念に照らせば、被選挙権者と選挙権者は一致することが求められ

る(選挙権者は被選挙権を有することがベースラインとなる)ということを前提として、②本件各規定によって本来被選挙権を有する者の権利行使が制約されており、それは被選挙権に対する重要な制約であるから、厳格な審査が求められるというものと解される。しかしながら、原告らの上記①の主張は誤っており、これを前提とする上記②の主張もまた誤っている。

- 2 選挙権の資格年齢と被選挙権の資格年齢が一致することは、憲法上の要請で はないこと
 - (1) 原告らの主張
 - ア 原告らは、「被選挙権が選挙権と表裏一体の基本的権利であること、民主政における治者と被治者の自同性、普通選挙制度の趣旨等からすれば、選挙権年齢と被選挙権年齢を一致させることが原則であ」り(原告第4準備書面・5ページ)、「ある者は選挙権と被選挙権をセットで行使でき、ある者はその内の一方の権利しか行使できないという状況は、国民主権の原則形態から逸脱した例外的事態である」(原告第3準備書面・13ページ)と主張する。
 - イ その上で、原告らは、①国民主権の権力的契機に係る議論において、「選挙で投票するだけの政治的意思決定能力があれば、権力行使の担い手として「治者」となることを前提としていること」からすれば、「「治者」としての資格である被選挙権年齢も選挙権年齢に一致させることが、民主制における理念として要請されるべき」であり、「治者と被治者の自同性が両者の一致を現実的に求めていることは国民主権に関する憲法学の理論的帰結である」(原告第5準備書面・13及び14ページ)とか、②「普通選挙制度は制限選挙の対概念として考えられており、制限選挙制度の廃止には被選挙権に対する制限の撤廃も含まれている」から、普通選挙制度の趣旨は被選挙権に対する制限の撤廃も含まれている」から、普通選挙制度の趣旨は被選挙権にも及び、「憲法15条3項が定める「成年」に選挙権を認めるならば、被選挙権年齢も「成年」年齢に一致させることが原

則となる」などと主張する(原告第5準備書面・14及び15ページ)。

(2) 「治者と被治者の自同性」という概念から、選挙権年齢と被選挙権年齢の一致が求められるものではないこと (原告らの前記 (1) イ①の主張に対する反論)

被告準備書面(2)第3の1(2)イ(ア)(9及び10ページ)で述べたとおり、「治者と被治者の自同性」は、統治する者と統治される者が全く同一であることを求める概念ではなく、「治者と被治者の自同性」をもって、「被選挙権年齢も「成年」年齢に一致させることが原則となる」ということの根拠となるものではないから、原告らの前記(1)イ①の主張は埋由がない。

(3) 普通選挙の原則から、選挙権年齢と被選挙権年齢の一致が求められるものではないこと(原告らの前記(1)イ②の主張に対する反論)

被告準備書面(2)第3の1(2)イ(4)(10及び11ページ)で述べたとおり、普通選挙制度は、性別や経済的要件等で選挙権(選挙人の資格)の有無を区別してはならないことを求めるものであり、被選挙人の資格と直接結びつくものではない。

したがって、普通選挙制度の趣旨を理由として、選挙権年齢と被選挙権年齢が現実的に一致することが「国民主権の原則形態」であるとする原告らの前記(1)イ②の主張には論理の飛躍があり、同主張は理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、治者と被治者の自同性、普通選挙といった憲法上の要請を根拠に、選挙権を有する者に被選挙権を与えること(選挙権の資格年齢を被選挙権の資格年齢と一致させること)が要請されているとはいえないから(学説上も、例えば小嶋和司教授は、「被選挙資格の条件については、選挙人資格のそれと対比してどうなければならぬといった原則はな」いことを明言する(乙13・340ページ)。)、これらが一致することが原則であるとする原告らの主張は理由がない。

- 第3 本件各規定は、憲法14条1項及び44条ただし書に違反するものではないこと
 - 1 本件各規定が憲法14条1項及び44条ただし書に違反するものではないことは、本件各規定が憲法15条等に違反しない旨のこれまでの被告の主張を踏まえれば明らかであること
 - (1) 原告らは、本件各規定の憲法適合性について、①合理性なく原告らの被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1条、15条1項、同条3項、44条ただし書、92条、93条に反する、②年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取扱いを異にする点で憲法44条ただし書に違反する、③町村総会を設置する自治体に居住するか否かに着目して、合理性なく居住する若年政治の政治参加権の取扱いを異にする点で憲法14条1項、44条ただし書に違反する旨主張する(原告ら第9準備書面)。
 - (2) しかしながら、被告準備書面(1)第2の3(2)(7ページ)で述べたとおり、地方議会の議員及び地方公共団体の長の被選挙権の年齢要件を含む選挙制度の内容の一環として定められる被選挙権の内容に関する立法は、国会が具体的に定めたところが、地方自治の本旨のような基本的な要請や法の下の平等などの憲法上の要請に反するため、憲法が国会に委ねた裁量権を考慮してもなおその限界を超えるものとして、これを是認することができないとされる場合に、初めて憲法に違反することになるものと解される。そして、同第2の4(7ないし11ページ)で述べたとおり、本件各規定は、立法府の合理的裁量の範囲内にあり、憲法15条等の憲法の諸規定に違反するものではない。なお、原告らが書証として提出した文献においても、「本條(引用者注:憲法44条)は、両議院が、「全國民を代表する選挙された議員で」組織されることを要求した前條の規定とあいまつて、選挙権や被選挙権について、いちじるしく高い年齢制限をおくことを禁止しているとみるべきである」(甲

B40・760ページ)としつつ、「もちろん、第43條及び本條は、すべての成年者に選挙権と被選挙権とを興えることまでも要求するものではない。従って、参議院議員の資格を30歳以上とすることは、差支えない。」(同号証・761及び762ページの(注10))と指摘されたり、「公職選挙法は、被選挙権の年齢要件として、(中略)衆議院議員については25年、参議院議員については30年と定めているが、これは別に本条(引用者注:憲法44条)に違反することはない。」(甲B22・362ページ)と指摘されたりしているところである。

したがって、原告らの前記(1)の主張はいずれも理由がない。

2 町村総会の有無に基づく区別は、原告らの権利利益に何ら関係するものではないから、本件において問題となることはないこと。

前記1(1)で述べた原告らの主張③については、更に、以下の点を指摘する ことができ、原告らの主張には理由がない。

(1) 原告らの主張

原告中村凉夏及び同能条桃子を除く原告らは、「公職選挙法10条1項5号は、町村総会を設置せず議会を設置している市町村住民に対しては、かかる地方政治への参加権限を剥奪する」ものであり、「同じ年齢の国民であっても、自治体が「町村総会を設置しているか否か」によって2つの区分に分け、地方政治への参加権限について異なる取り扱いをしている」として、同号の規定は憲法14条1項及び44条ただし書に反しており、違憲無効である旨主張する(原告第8準備書面・7、8及び12ページ)。

(2) 被告の反論

ア 地方自治法94条は、「町村は、条例で、第89条第1項の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。」と定め、いわゆる町村総会について規定する。同法89条1項は、「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住

民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。」と定めるところ、叮 村総会は、その特例として、「住民も非常に少なく、単一な社会構成を有 する町村で、選挙権を有するものが、事実上一堂に会して、会議を開き、 その団体意思を決定することが可能なものにおいては、条例で議会を設け ないで」同法94条の規定により設けることができるものである(松本英 昭「新版逐条地方自治法〈第9次改訂版〉」364ページ(乙16))。そ のため、町村総会は、憲法93条1項にいう「議事機関」としての「議 - 会」に当たるものと解される。

イ 原告らの前記(1)の主張は、「町村」に居住する選挙権を有する者が、 公選法10条1項5号の規定により、居住自治体に町村総会が設けられて いる場合には「議会」に相当する叮村総会に参加する資格が認められるの に対し、居住自治体に町村総会が設けられていない場合には「議会」に参 加する資格が認められない場合があるという点において、「地方政治への・ 参加権限」に係る取扱いを異にすることを理由とするものと解される。

原告らが主張する「地方自治への参加権限」が意味するところは不明確 であるが、この点をひとまずおくとしても、上述したとおり、町村総会を 設置することができるのは「町村」に限られるところ、「町村」に居住す る原告らはいないから、原告らの主張する取扱いの差異は、原告らの権利 利益に何ら関係するものではない。すなわち、仮に原告らが主張する取扱 いの区別に合理性が認められないとされたとしても、公選法10条1項5 号の規定のうち合理性が認められないとされるのは、町村議会の議員に係 る被選挙権の年齢要件に限られるのであって、本訴訟における各請求の当 否の判断に何ら影響するものではないのである。

したがって、原告らの前記(1)の主張は、請求の当否に関連しないこと が明らかであって、失当というほかない。

- 第4 最高裁平成17年判決が用いた判断枠組み(違憲審査基準)が本件にも適用されるとする原告らの主張に理由がないこと
 - 1 原告らは被告の主張を正解していないこと
 - (1) 原告らの主張

原告らは、①被告において、「被選挙権が「国民主権の原理に由来」する権利であることをもって、最高裁平成17年判決が示した違憲審査基準が本件に妥当するとの原告らの主張には、論理の飛躍がある」(被告準備書面(2)第2の1(2)ア・4ページ)と主張した点について、被告が引用した高橋和之教授の論文(乙12)の該当箇所は「平成17年最大判基準との関連性については何ら言及して」おらず、「平成17年最大判基準の射程と国民主権原理の関連性を否定する根拠にはなり得ない」旨主張する(原告第5準備書面・2及び3ページ)。

また、原告らは、②被告において、髙橋和之教授も「被選挙権について、選挙権と憲法上同等の権利であることを否定して、被選挙資格の制限に関し広い立法裁量があることを認めている」(被告準備書面(2)第2の1(2)イ・4及び5ページ)と主張した点について、「被告の主張は髙橋論文の誤った理解を前提としており、被告による髙橋論文の引用は被告の主張を裏付けていない。被選挙権が憲法上の権利であることは判例や学説において争いはない。被選挙権の憲法的保障を否定する被告の主張は採用できない。」と主張する(原告第5準備書面・3ないし5ページ)。

(2) 被告の反論

ア 原告らの前記(1)①の主張に対する反論

被告は、被告準備書面(2)第2の1(2)ア(4ページ)において、最高裁平成17年判決は選挙権に関する判断を示したものであるところ、選挙権と被選挙権がともに「国民主権の原理に由来」する権利であるとしても、国民主権に基づく「権利論および制度論における具体化は多様でありうる」

ことから、国民主権の原理が、被選挙権が選挙権と同等の憲法上の保障を 受けるものであることを十分に説明するものではなく、同原理を理由とし て最高裁平成17年判決が示した判断基準が被選挙権についても及ぶとす る原告らの主張には、論理の飛躍があるということを指摘したものである。

被告準備書面(2)第2の1(2)イ(4ページ)で述べたとおり、被選挙権を行使する(被選挙資格を有する)者は、実際に選定された場合には、継続して一定の知識や経験を要する公的職務に従事することが想定されており、例えば、都道府県知事であれば、当該都道府県の運営について総合的統一を確保する権限を有し、市町村長の職務にも包摂されない複雑困難な事務を管理執行する職務に、一定の期間にわたって従事することとなる。このような活動への従事が想定される被選挙権と、投票行為により完結し、上記のような公的職務への従事をおよそ想定し得ない選挙権とでは、明らかに権利の性質を異にするのであるから、憲法上の保障について選挙権と被選挙権とを同一視することはできない。その上、前記第2の2のとおり、選挙権とを同一視することはできない。その上、前記第2の2のとおり、選挙権の資格年齢と被選挙権の資格年齢が一致することは、憲法上の要請でもない。これらを踏まえれば、選挙権に関する判断を示した最高裁平成17年判決の射程が本件に及ばないことは明らかであって、原告らの前記(1)①の主張は理由がない。

イ 原告らの前記(1)②の主張に対する反論

また、被告準備書面(1)第2の3(1)(6ページ)で述べたとおり、被告も、被選挙権が憲法上の権利であることは当然の前提としている。その上で、被告は、被告準備書面(2)第2の1(2)イ(4及び5ページ)において、被選挙権が選挙権と憲法上同等の保障を受け得る権利であるとはいえないことを指摘したにとどまり、被告が「被選挙権の憲法的保障を否定」しているとする原告らの前記(1)②の主張は理由がない。

2 最高裁平成17年判決や最高裁令和4年判決の事案は、いずれも本件と事案

を異にするものであること

(1) 原告らの主張

原告らは、最高裁平成17年判決が用いた判断枠組みが本件にも妥当する ことの論拠として、①最高裁平成17年判決と同様の判断枠組みを用いた最 高裁令和4年判決の事案よりも本件の方が、最高裁平成17年判決の事案と 共通する憲法規定が多いこと、②最高裁平成17年判決の判断枠組みの採否 に係る最も重要な要素は、問題となる権利と国民主権原理の「距離」である ところ、被選挙権の性質は、最高裁令和4年判決で問題となった国民審査権 よりも選挙権と密接といえること、③被選挙権は選挙権と対をなす権利であ るところ、近時の裁判例においても、選挙事項法定主義を理由として最高裁 平成17年判決の判断枠組みを否定するという考え方を採用していないこと、 ④最高裁令和4年判決で問題となった国民審査権についても、憲法上、それ を有する者の資格について具体的な定めは置かれていないから、被選挙権者 の資格について具体的な定めが置かれていないことは理由にならないこと、 ⑤多数派が少数派の被選挙権を制限するという危険が生じる場面においては、 厳格な審査が要請されるから、最高裁平成17年判決の判断枠組みの採否に 当たり、当該列挙事由に当たるか否かは重要視されるべきでないことなどを 挙げるようである(原告第5準備書面・5ないし11、20及び21ページ)。

- (2) 本件各規定による被選挙権の資格年齢の制限は、本来被選挙権を有する者 の権利行使を制約するものではなく、選挙制度の内容を構築するものであっ て、選挙事項法定主義の考え方が妥当すること
 - ア 被告準備書面(2)第2の2(2)(6ないし8ページ)で述べたとおり、最高 裁平成17年判決の事案で問題となった国会の両議院の議員の選挙におけ る選挙権については、憲法上、国民に対し、主権者として、両議院の議員 の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる 権利を保障していると解されるものであって、憲法15条3項により、成

年者による普通選挙が保障されている。

また、最高裁令和4年判決の事案で問題となった国民審査の審査権については、憲法上、国民固有の権利である公務員の選定罷免権の一内容を構成するものとして保障していると解されるものであって、その主体について憲法上明示的な定めはないものの、審査権が国民による公務員の罷免権(憲法15条1項)を憲法上唯一具体化したものであり、憲法制定過程の議論でも、衆議院議員総選挙において選挙権を行使する際に、併せて審査権を行使することが当然の前提とされていたことからすれば、その資格は、原則として、同一の機会に行使することが予定された選挙における選挙人の資格(「成年者」であること)と同じであると解されるものである(大竹・前掲「最高裁判所判例解説」342及び343ページ)。

そして、選挙権と審査権は、いずれも投票行為により完結し、公的職務 への従事をおよそ想定し得ない権利である。

イ これに対し、前記第1の3(2)イのとおり、被選挙権については、憲法 44条において両議院の議員の資格について法律事項とする旨定める以外 に明示的な規定がなく、前記第2の2のとおり、原告らが主張する国民主権の原理からその内容を一義的に決定することはできない。その上、被告準備書面(2)第2の1(2)イ(4ページ)で述べたとおり、被選挙権を行使して実際に選定された場合には継続して一定の知識や経験を有する公的職務に従事することが想定されている。このような被選挙権の権利としての性質と前記アで述べた選挙権の権利としての性質との違い等に照らし、被選挙権について、選挙権と憲法上同等の保障を受け得る権利であるとはいえず、選挙権の年齢要件と被選挙権の年齢要件を一致させることが憲法上の要請であるともいえないから、結局、被選挙権の主体については、憲法上、それが参政権の一種として「国民」に与えられるということ以上の具体化はされていない(論理的に要請される一定不変の形態が存在しない)という

べきである。

ウ 以上に述べた点を踏まえて、最高裁平成17年判決及び最高裁令和4年 判決の各事案と本件の事案との違いについてみると、最高裁平成17年判 決及び最高裁令和4年判決の各事案では、いずれも憲法上の権利の主体と して認められた者について、本来であれば行使できるはずの憲法上の権利 の行使が制限されているという事情があり、このような制限については、 厳格な基準により合憲性の審査がされるべきであると判断されたものと考 えられる(大竹・前掲「最高裁判所判例解説」345ページ)。

これに対し、本件の事案では、前記イのとおり、そもそも、原告らが、 原告らにおいて問題とする各選挙の被選挙権を当然に有する者ではなく、 本来であれば行使できるはずの権利の行使が制限されているという事情は 存在しない。したがって、最高裁平成17年判決及び最高裁令和4年判決 の各事案において厳格な基準により合憲性の審査がされた理由は、本件の 事案には妥当しない。

このことは、被選挙権の内容を定めた本件各規定が、被選挙権の行使を 制約するものではなく、選挙制度の一内容を構築するものであることを意 味しており、本件では、選挙事項法定主義の考え方が妥当するのである。

エ したがって、最高裁平成17年判決及び最高裁令和4年判決は明らかに本件と事案を異にするものといえ、合憲性の判定について最高裁平成17年判決が採用した判断枠組みを本件に用いるべきではないから、原告らの前記(I)①ないし⑤の各点はいずれも理由がない。

第5 諸外国の状況に関する原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張

原告らは、本件各規定は「若者が一般に低能力であるということを前提にしているが、このことは近時の研究によって否定されて」おり、諸外国で被選挙

権年齢の引下げが進められている実情は「25歳または30歳未満の若者に社会経験に基づく思慮・分別が客観的に備わっていることを示している」などと主張する(原告第6準備書面・12及び13ページ。原告第4準備書面・9ないし10ページも同旨。)。

2 被告の反論

しかしながら、年齢と社会経験の多少には、一般的に比例関係があると考えられ、そのような考え方には合理性が認められるところ、本件各規定は、被選挙権が、選定された場合には一定の知識や経験を要する職務に従事することを当然に予定していることを踏まえ、社会経験から出てくる思慮と分別に着目したにすぎず、若者一般について能力が低いことを前提とするものではない。原告らは、本件各規定の意義を正解しておらず、主張の前提を誤っている。

また、原告らは、25歳未満の若年の候補者が実際に選定されている事実などを挙げて、これらの者にも「十分に公務執行に必要な「社会経験に基づく思慮・分別」があることを裏付けている」旨主張する(原告第6準備書面・6ページ)。しかしながら、選挙制度は、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不変の形態が存在するわけではないことからすれば、原告らが指摘する事例を安易に一般化し、本件各規定の不合理性を根拠づけるものということはできない。したがって、原告らの前記1の主張は理由がない。

第6 被選挙権の年齢要件において社会経験から出てくる思慮と分別に着目したことは、「思い込みと偏見に依拠したもの」ではないこと

1 原告らの主張

原告らは、被告が、被告準備書面(2)第3の2(2)ア(11及び12ページ)に おいて、「被選挙権の年齢制限は、公職に就いた場合に必要とされる知識や経 験を踏まえた合理的な規定であること」を主張したのに対し、「被告は、自身 の主張の合理性を裏付ける研究等の客観的な証拠を全く提出しない」が、「客観的な証拠を提出できないのは、被告の主張が、思い込み・偏見のみに基づくものであるからである」(原告第4準備書面・10ページ)とした上で、斎藤宙治准教授の意見書(甲B51)を引用して、「人びとの年齢や属性、前提知識の有無に関わらず、国民全体が被選挙権年齢の引き下げに賛成していることが明確に示されている。」(原告第7準備書面・14及び15ページ)と主張する。

2 被告の反論

(1) しかしながら、被告の被告準備書面(2)第3の2(2)ア(11及び12ページ)における主張は、被選挙権を行使する(被選挙資格を有する)者が実際に選定された場合には、継続して一定の知識や経験を要する職務に従事することが当然に予定されていること(同準備書面第2の1(2)イ・4ページ)を踏まえ、かかる職務を全うするためには相当な知識や豊富な社会経験等が必要になると考えられることを考慮して、被選挙権の行使については、社会経験から出てくる思慮と分別に着目して一定の年齢制限を設けたものであると主張したものである。これは、年齢と社会経験の多少には一般的に比例関係があると考えられるという常識的理解を基にしたものであり、原告らがいうような、若年者には議員にふさわしい思慮と分別がないという考え方を前提とするものではない。

もとより、社会経験のない若年者の中にも、地方議会議員や都道府県知事の職務を全うするに足る思慮・分別を有する者がいる可能性は否定しないが、かかる能力の有無のみに着目して、これを個別的に判断して被選挙権(被選挙資格)の有無を決定することとなれば、恣意的な運用となるおそれが強く、公正な選挙の理念に反するおそれがあるから、被選挙権を有する者の資格について、社会経験の多少を示す物差しとして年齢という客観的な要素を用いることには十分な合理性がある。

(2) したがって、被告の主張が「思い込み・偏見のみに基づくものである」と

する原告らの主張には、理由がない。

第7 町村総会の構成員となる資格があるとされることは、市町村議会の議員とな る資格があることを裏付けるものではないこと

1 原告らの主張

原告らは、「国政に比べて直接民主制的要素を持つ構造」となっている住民自治の具体化として設けられた町村総会において、その参加能力者のベースラインが18歳以上とされていることを挙げて、市町村は「共通の性格を持つ基礎的な地方公共団体(地方自治法2条3項)と位置づけられて」おり、「町村と市の間には「職責に大きな違いがな」く「町村総会構成員と市議会議員との間で求められる能力の違いもそれほどない」とされる」から、「町村総会における政治参加能力のベースラインが18歳以上であるということは、市町村議会における政治参加能力のベースラインが18歳以上であることを意味」しており、「地方自治法は、18歳以上の住民に市町村議会に参加する能力・知見・経験があることを認めている」旨主張する(原告第8準備書面・2ないし5ページ)。

その上で、原告らは、「町村総会制度の参加権が18歳以上と定められていることは「議会にまつわる権限を行使する者として18歳以上」の者に政治的参加「能力があることを前提に法が構築」(括弧内略)されていることを意味」しており、「町村総会制度の存在により、市町村議会における政治的決定能力の基準も同じように18歳以上に設定されていると解すべき以上、被選挙権年齢を25歳以上と定めることについてやむを得ない事由はない」と主張する(原告第8準備書面・6ページ)。

2 被告の反論

(1) しかしながら、住民によって直接選挙されることで選定される地方議会議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う各種事項等に

ついて、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである(最高裁令和2年11月25日大法廷判決・民集74巻8号2229ページ参照)のに対し、町村総会の構成員は「住民の負託を受けた議員としての責務」(同判決)を負うものではないから、そこで求められる職責(職務内容)もおのずから異なるというべきである。この点については、東京地方裁判所令和2年7月9日判決(判例秘書登載)も、「町村総会は、そもそも選挙権を有する者全員によって組織される直接民主制に近い制度であり、その構成員となることと、代表民主制の下において(選挙を通じて)住民の代表として議員になることとは、自ずとその職責に違いがあるといえるから、直ちに、両者を同列に取り扱わなければならないということにはならない。」と判示しているところである。

このように、町村総会の構成員と町村議会の議員の職責に違いがあること に照らせば、両者を同列に扱うべきであるかのようにいう原告らの主張は理 由がない。

(2) また、原告らは、町村総会の構成員と町村議会の議員に関する議論が市議会の議員にも当然に当てはまるかのように主張するが、当該主張は、地方自治法が「市」と「町村」を区別し(8条参照)、「町村」に限定して町村総会の制度を設けていることを無視するものであり、理由がない。

すなわち、地方自治法においては、市となるべき要件として一定の人口や 市街地を形成している戸数の全戸数に対する割合、商工業等都市的業態に従 事する者の数等に関して条件が付されている(8条1項)。また、個別の行政 法規においても、例えば、福祉に関する事務所の設置が市では義務付けられ ているのに対し、町村では任意とされていること(社会福祉法14条1項及 び3項)や、都市計画区域が市では必ず指定されるのに対し、町村では人口、 就業者数等の一定の要件を満たすもののみが指定されること(都市計画法5 東京法務局 訟務部

条1項)といった相違があり、市の方が町村と比べてより多くの事務を処理しなければならないこととされている。このように、市と町村とは、おのずからそこに経済的社会的な性格の相違が予定されているのであって、地方自治法は、そのような市と町村の相違を踏まえ、町村についてのみ町村総会の制度を設けているのであり、この点を看過して、市議会の議員と町村議会の議員の職責が同一であるかのようにいう原告らの主張は理由がない。

(3) 以上のとおり、町村総会の構成員となる資格があるとされることは、町村 議会の議員となる資格があることを裏付けるものではなく、ましてや市議会 の議員となる資格があることは導かれないから、原告らの主張は理由がない。

第8 結語

以上のとおり、本件各確認の訴えはいずれも不適法な訴えであるから、速やかに却下されるべきであり、また、原告らのその余の請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上